［項を削る。］			
第十二条第一項の表の下欄	法第十七条第一項	法第七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第十七条第一項
第十二条の九第一項及び第二項	法第二十条第一項		法附則第二条第四項において準用する法第二十条第一項
［略］			
第十二条の十第一項	法第二十一条第一項及び第二項		法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第一項及び第二項
第十二条の十第二項及び第三項	法第二十一条第一項		法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第一項
第十二条の十第四項	法第二十一条第二項		法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第二項
第十二条の十一	法第二十二条第二項		法附則第二条第四項において準用する法第二十二条第二項
第十四条	法第十七条第一項		法附則第二条第四項において準用する法第十七条第一項
	法第七条第一項		法附則第二条第四項において準用する法第七条第一項

第十二条第一項の表の下欄	法第十七条第一項	法第七条第一項	法附則第二条第三項において準用する法第十七条第一項
第十二条の九第一項及び第二項	法第二十条第一項		法附則第二条第三項において準用する法第二十条第一項
［同上］			
第十二条の十第一項	法第二十一条第一項及び第二項		法附則第二条第三項において準用する法第二十一条第一項及び第二項
第十二条の十第二項及び第三項	法第二十一条第一項		法附則第二条第三項において準用する法第二十一条第一項
第十二条の十第四項	法第二十一条第二項		法附則第二条第三項において準用する法第二十一条第二項
第十二条の十一	法第二十二条第二項		法附則第二条第三項において準用する法第二十二条第二項
第十四条	法第十七条第一項		法附則第二条第三項において準用する法第十七条第一項
	法第七条第一項		法附則第二条第三項において準用する法第七条第一項

備考　表中の［　］の記載は注記である。